

第2期福島県消費者基本計画の概要

第1

基本的な考え方

- 1 策定趣旨** 令和4年度に策定した第1期の福島県消費者基本計画が令和7年度に終期を迎えることを踏まえ、高齢化やデジタル化の進展などにより変化する消費者を取り巻く環境や、新たに顕在化する消費者課題に的確に対応するため、本県の消費者政策を強力に推進することを目的とした第2期計画を策定。
- 2 位置付け** 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例第6条、消費者基本法第4条及び消費者安全法第4条第1項に基づく計画。消費者教育の推進に関する法律第10条第1項に基づき、消費者教育推進計画を兼ねる。本県の最上位計画である福島県総合計画を上位計画に位置付け。第2期福島県復興計画と連携。
- 3 計画期間** 令和8年度から令和12年度までの5年間

第2

消費者を取り巻く現状と課題

1 消費者を取り巻く経済・社会環境の変化（消費生活に関する最新の現状と課題／原発事故に関する本県特有の課題）

【社会構造の変化】

(1) 消費生活に配慮を要する消費者の拡大

高齢化の進行／単身世帯、障がいがある方の増加



【持続可能な社会への課題】

(6) 持続可能でより良い社会の実現

全国平均超のごみ排出量／エシカル消費の実践



【取引環境の変化】

(2) 消費生活におけるデジタル技術の浸透

スマートフォンの普及／SNS利用者の拡大

(3) 多様化・複雑化する消費者問題、取引環境の変化に伴う環境整備

電子決済、スマートフォン取引の普及／ネット取引のトラブル増加

(4) 若年者の消費者被害防止

成年年齢引き下げ／ネットを通じた契約機会の増加



(5) グローバル化の進展

海外事業者との取引拡大／外国人住民の増加

【災害・非常時等の対応】

(7) 災害発生等に関連する消費者トラブル等

災害時の悪質商法問題／非常時の心理的不安の防止

(8) 原発事故に伴う食の安全・安心の確保

根強い風評と風化の進行／正確な情報発信と理解の醸成



【各課題に共通する基盤】

(9) 消費者教育の推進の必要性

消費者の基礎力向上／教育機会の提供



2 福島県における消費生活相談の現状（県消費生活センター等に寄せられた近年の消費生活相談の状況）

(1) 消費生活相談件数の推移

相談件数は概ね横ばい／身近な市町村窓口への相談増加

(2) 消費生活相談の状況(県受付分)

60歳以上の相談約半数／身に覚えのない請求や不審な電話を含む「商品一般」の相談最多

(3) 消費生活無料法律相談(県受付分)

弁護士・司法書士による無料相談実施／多重債務関係の相談は減少傾向



「県民誰もが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者として、安心して豊かな消費生活を営むことができる、消費者被害のない安全で持続可能な社会の実現」

○目指すべき社会の実現に必要な視点

- ・消費者の権利の確立を基本とした消費者の自立の支援
- ・安全・安心な消費生活の確保
- ・誰一人取り残さない包摂性の尊重
- ・環境への負荷低減その他の環境の保全への配慮

1 消費者被害の防止と救済

相談体制の充実・強化へ向けた各種取組について

(1) 消費生活相談体制の充実・強化

日曜相談、無料法律相談の実施／ウェブでの相談受付など相談業務のDX化

(2) 市町村の消費生活相談窓口に対する支援

研修会の実施／相談員配置を検討する市町村への支援

(3) 多重債務問題への対応

相談強化キャンペーンの実施

(4) 関係機関等との連携、関係団体等の支援

市町村、国、警察等との連携



2 安全・安心な消費生活の確保

安全・安心な消費生活のための取組や地域での消費者安全確保体制について

(1) 商品等の表示等の適正化、消費生活取引の適正化

関係機関との連携による商品・サービス等の適正表示確保

(2) 消費者の安全確保

安全三法に基づく販売事業者への立入検査実施

(3) 食品の安全性の確保

食品安全相談員の配置

(4) 地域での見守り体制の整備

市町村消費者安全確保地域協議会の設置支援



3 震災からの復興に向けた取組

食と放射能に対する安全確保や、風評払拭に向けた取組について

(1) 食の安全・安心の推進

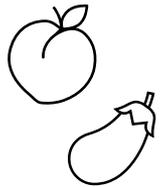
食と放射能に関する説明会の開催

(2) 自家消費野菜等の放射能検査の取組

自家消費野菜等の放射能検査の実施

(3) 食に関する風評払拭の取組

県外の消費者と県内の生産者等との交流促進



4 消費者教育の推進

複雑化する消費者被害の防止へ向けた消費者教育の充実について

(1) 消費者の個別性や多様性に配慮した体系的な消費者教育の推進

啓発パンフレットの作成・配布／各種メディアによる広報

(2) 若年者への消費者教育の充実・強化

若年者対象の出前講座

(3) 消費生活に配慮を要する消費者の消費者被害の未然防止

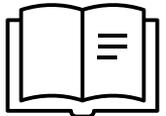
高齢者、見守り者対象の出前講座

(4) 社会情勢の変化に対応した消費者教育、情報提供

エシカル消費の普及イベント、SNSでの情報発信

(5) 多様な教育の担い手との連携

消費者団体、金融広報委員会、弁護士会等との連携



1 推進体制 県民、消費者団体、事業者、事業者団体等、市町村、他都道府県、国と連携し、取組を計画的・効果的に推進。

2 進行管理 毎年度、施策の取組状況や目標の達成状況等について取りまとめ、福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会に報告し、県HPで公表。